

出羽國風土畧記卷之二

津池家藏書之二



出羽國風土畧記卷之二

田川郡 目錄

大泉莊

田川組

田川館

八幡宮

龍藏権現

坂澤館

八幡宮

西八幡宮

小園館

京田組

大室寺城

同協代

同當城主

正一位日吉社

同春日社

天満宮

大田大明神

龍見寺

清水寺

西樂寺

常念寺

極樂寺

龍花寺



|        |      |       |
|--------|------|-------|
| 般若寺    | 禪就寺  | 長泉寺   |
| 高安寺    | 大智寺  | 相尾大明神 |
| 天海宮    | 西濱   | 本郷組   |
| 慈出館    | 名川館  | 吉親寺組  |
| 金峯山大権現 | 言坂館  | 吉祥寺   |
| 鳶組     | 泉大明神 | 八幡宮   |
| 遠賀神社   | 上山王  |       |

出羽國風土畧記卷之二

一 田川郡



二十二組あり内又組ハ赤公料之所謂  
 加那組 田沢組 馬川組 中々組 喜就寺組  
 加那組 横山組 坂崎組 添川組 猪川組 清  
 川組 望酒井在藩門尉敷地也  
 松山組 酒井石倉敷  
 余目組 上余目組 下余目組 丸尾組 大山組  
 余目以下五組赤公料之モノ也  
 以上二十二組あり又  
 是を又通とて系國通 山濱通 梯引通 中川

通鴨川通是なり今通は屬さるの村々詳  
かゝるを按ずるに西通ハ彌名子や古俗ハ郷  
ハ村といふ事あれた今其教目詳りなると  
於て釋ぬへハ又通の月栞引を郡と書  
ふ事古人の古記は教多あり

### 一大泉庄

按ずるに田川郡の内はあり今其分内詳り  
かゝるを庄内といふハ大泉庄内といふの略  
稱なり源平盛衰記十八の巻は丹後國保  
津庄を指して庄内といひ又東鑑亦一巻

養和元年の桑下に信濃國東條庄内古平  
記二十一の巻に安岳庄内とあり安岳ハ城お  
まあり貞永の式目を見るに國衙庄園神社  
仏寺領ハ國司領家の成敗してふ及岡東河  
口入とあれを中世郡より傳ふハ一と地一  
何れを放よその内のある姓庄内の二字を員  
名として用いけりにはや信正曰前經記七よ  
ハ大泉庄と飽海田川支郡をいふ事や又田  
川郡のこをいふ事や古書の語を考れを田  
川郡斗を大泉といふ事やと云く次ハ東鑑

十九歳久二年又月出羽國志山流流亦群系  
是所許地以大泉次希やとい(白文)を  
擧次子ハ慶長三年七月羽志山又至塔棟  
札よ出羽國大泉庄とありを引て流流とを  
予節經記を見よに節經田川右希實流の  
下へのををいして後の詞よりして田川をも  
立ありハ大泉庄大梵寺を無くををいして有  
を見れを大泉庄とい(白文)郡中に押廣也  
ての節ありあり古俗出羽志山内田川郡  
或飽海郡と書よハ違あり出羽志山田川郡

唐月と書(一)是よて順なり右平記評判  
ありハ志山の月ハ郡あり郡の月に庄あり郷  
ありと云く大泉とい(白文)の考考祖勝福古村  
泉大明神の条下に流を享保年中京都の  
祓職清利大賢大物志神社ハ一燈を奉納  
を其文中に出羽志山飽海郡吹浦庄とあり大  
賢の祀ハ志史ハ歎喟(一)ハ奉納多あり  
是ハ吹浦村の舊記を見んて是を記すとあ  
るハ古ハ吹浦庄と云々あり又志史十  
卷文治六年の条下に出羽國海色庄と  
あり



として唐月領ハ田川飽海友郡といふ事抄  
判物も正し飛されりとあり元禄五年  
下余目領言田妻村として公訴志する書付は控  
引郡丸墨領言田妻村とあり寛文己年此判  
物の額を志するりりりや

一田川組

田川村・湯村・岩沢村・山宮村・少連寺村・長  
瀬村・冥根村・東目村・坂之下村・大机村・菅  
中代村・温海村・赤井俣村・誠沢村・小園村  
砂谷村惣言するる六十七平に合日夕

事の事先年の言帳を見て記述す而して後年  
新田罷給亦有りて知る言も増しりとそ  
當時はお遠の西はけ好とおのふへりとそ

一田川館

田川村所田の山隈にあり田川郡目の庄位を  
これ一所なり今ハ田畑とめて播の古手の  
之僅よ砂まり續日本後記曰く仁明天皇  
養和六年冬十月乙丑出羽国言太八月  
二十九日管田川郡司解備下畧全文田川  
郡西渡の西より引郡名の上より管の字を至す



家ハ當領主の先代見出しの図を記す  
中々の内を記さざるハ古来の神をに何  
さる故とせば地ハ古ハ懐古帛皮武衛家衛  
と合戦しぬふ所なり社記より西南ハ石山  
といふ所あり其地ハ本陣山也矣舎を  
いふあり武衛兄弟の陣所にして一夜ハ築  
立たりしと云傳へり庭ハ又堀ホ多<sup>ク</sup>掘きて  
ありとて北南の山所ハ川あり矣沃川とも  
籠引川たの川系ハ兄弟の石塔とて二塔  
ありを古風として在代のおとハ<sup>ハ</sup>尾<sup>ハ</sup>を本

陣山の上ヨリ流山ハ二軒といふ寺あり古  
本像二所あり彫刻を粗巧之武衛家衛乃  
二像なりといふ古人古敵の色を畫堂と云  
兄弟の菩提よけ寺を建て古ハ畫堂とも  
云々ヨリや武田官古更<sup>ニ</sup>記さる山の頂ハ  
懐古帛皮陣所の社あり南ハ<sup>ハ</sup>る<sup>ハ</sup>三<sup>ハ</sup>十<sup>ハ</sup>官  
社東西ハ七八<sup>ハ</sup>官<sup>ハ</sup>社あり<sup>ハ</sup>軍<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>南<sup>ハ</sup>ハ<sup>ハ</sup>隍<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>社  
あり又飛騨石ハ跡まじり東西を屏風を立  
たりこしと一人常に祈る所ハ<sup>ハ</sup>又  
当社神事ハ一月ハ五日二月朔日より七日と

正頭は供取家民として取取云軒あり、正取  
ハ六十一歳の人出供取ハ壮年の人ありハ  
十に又歳よして勅之云取取を公田方と稱を  
呼云屋ハ柳漬菓餅串持る合什具兼極実ハ  
柿の本皮海苔野苺を巻せ漬漬い玉を並  
当座の古俗正月餅を玉よ一葉よ付て餅  
とき毛を漬い玉といふ菊黄を表一て蠶蝨を  
祓ふの心とそ又八月十日日より十五日まで  
多禮あり又新行として社取交々集會一  
て祈禱修禊云寸を酌半あり社内ハ家取

の幸納一ハ丸腕あり金の徑は寸の鏡二  
枚の間に毛をうへそ間に金の切先少つ  
あまり柄一尺は寸は竹之古き物なり又  
丸鏡一面中にハ勅た衣ハ二童子あり毛  
彫りもあつたハ又殊付ハ物とも見へ毛鏡  
面を拵れた子よさつて又未社のうち  
茂徑當所ハおゐて取士ハ命一て書字ハ  
せ幸納一ハハ大般若とて一櫃あり紙の  
色黄よ一て毛引あり或人層云といふ  
紙なりといハ丸書物を高きハ小葉氏紙筆

法後集の之のといへる形一を相と見入  
傳くを寺家当社を勝喜山と稱を義家  
臣の徳軍の地を賢一とよや下那西産祖  
海といふる僧大觀院住職より一以誠一  
と詩あり

題勝喜山

勝喜山城雲幕間 壘密絶壁更難攀  
義公靡旆高名嶽 衡士膝骸矢澤灣  
治国大平千歲下 干戈靜謐万民閑  
弓神鎮護古今社 誓願日新救世艱

下五

七人當社を以て武衛家衡戦死の地と先  
年社造のこの社地の古本を伐り中に  
よ矢の根を海までありけるに河の代官  
小上りるとを統古戦場なる事疑なりと  
いへる兄弟なり仙心合沃の柵をて討れ  
事あり大平記奥羽軍記亦よ委一これハ尚  
雨を以て兄弟戦死の地と云か一統  
いへる川系に兄弟の墳墓あり又ふ二形よ  
二像あれを由緒なきも一何とて奥州軍記  
よ將軍國解をまりて中括武衛家衡の孫

反既よ貞任宗任よ色より私の力を以て  
たぬ〜并来くも事を治りありあく進討の  
官府をありりて首を京へ奉ると中絶た  
私の歌よりよ〜<sup>田</sup>官府をありりハ執貴  
新の〜仍官府ありり〜さるよ〜定ぬと  
啖て首を及よ控て元く京へ登りにたりと  
云く予按さるに奉家朝臣尾田御及より  
京へ光らんとてけををををのふ以京の  
の作を啖首を川系へ控てをををのひらる  
を尚而へ兄弟出流して戦はる以親〜

去るよ去人なとありて首を棄て差を築さ  
りりよや家瀬の妻此差として被色〜あり  
絶ち并解〜人もあり〜と見〜り又  
八幡文の末社よ天満文あり社地よ梅の名  
来有り羽原記十二し書曰所田川といふ左  
而よ梅の名来より又月半よ係に花の  
咲出てあひ春の色をわ〜ををりとりや  
義光公を祢木の妙ちるを感〜てけ矣を  
言上小白川の天神へ極めひ〜と〜を而に  
八幡文立のふむり〜より効驗の持なりと

噴へあひ—により詰あひ菊光禮送—  
此泪くこあひ—りふ年の目よまいりくと  
見り西に社よ白旭一ツ出て此後の前に踏  
居—て菊光公と對座—りり此下向の後  
社依神田悉く寄進—て篤美いこ—りり  
夕夕を噴付れをけ色知り—りり先玉之邪  
心を標立—後八樓之幼き児の取とめてふ  
取の中館へ移あひて昔ハ唐田川村の八  
樓之座よ對面—して祈<sup>公</sup>福<sup>公</sup>—(きこととして此元  
の宮へ入あふ菊光對顔の後我亦依地とな

りハ物束<sup>易</sup>あり海—きこと此書ありし  
文を標—児の質<sup>易</sup>は旭他—して見(りり由へ  
神徳の彩ちるを感—して此後海あり—と  
見へ—りりと云く梅<sup>易</sup>きもに物束<sup>易</sup>あり海  
—きこと此書書の文なとの事ハ文の用色  
—りらやとおもふんも何れと西見の勢を  
後よ之我信も少將依士卒をなつて唐田  
を討とらん—あこの権謀よ明る勢<sup>易</sup>獨を預  
せあひりりや

一 龍虎権現

湯村あり、小寺氏は湯花権現と稱し  
延喜式社名帳に載る、田川郡由豆依賣社  
社名なりといふ、又由豆依賣を以て由豆賣と  
湯花と稱し、こゝもやといふ、社在湯前に  
おゐて、小寺社社名なり、社名と稱し、新田の  
秘文、觀音堂に社名の名を板に彫りて、至  
こゝも、社名とあり、社名、湯花葛葉も、  
尚社を以て由豆依の賣社と記し、由豆依ハ  
湯出、沃の畧記もやといふ、和州の意味ハ  
是もさし、阿の(こゝも)や、三代実録には由豆

依の賣社と記し、夕ツサノメと所、字を付  
こゝに延喜式あり、由豆依賣とあり、吹浦村の  
古記にも、由豆依とあり、これを三代実録に因  
り、他ハ、筆者の字誤もや、去秋中、尚書近  
處、社名、旧号、たよ、公義より、法為、あれ、た  
社名、権現と申し、立田号、由豆依の賣社と申し  
上、こゝ、妙法、な、けれ、を、旧記、を、一と、見、へ、こゝに  
社名、を、小寺氏、又、湯花、集、の、社、も、扱、あり、多  
出、れ、こゝ、事、と、い、は、見、へ、を、湯花、権現、と、稱、する  
ハ、湯海村、あり、社名、の、社、地、正、面、も、ハ、觀音

堂ありて護<sup>二</sup>修<sup>一</sup>の仏具未<sup>レ</sup>有り。殿<sup>二</sup>八<sup>一</sup>の机をち<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>。後<sup>二</sup>箱<sup>一</sup>ち<sup>レ</sup>見<sup>レ</sup>ぬ。八<sup>一</sup>社<sup>二</sup>家<sup>一</sup>も家<sup>二</sup>子<sup>一</sup>て<sup>レ</sup>後<sup>二</sup>修<sup>一</sup>の寺<sup>二</sup>なり<sup>一</sup>。一<sup>一</sup>純<sup>二</sup>修<sup>一</sup>の現<sup>二</sup>十<sup>一</sup>ヶ年<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。三<sup>一</sup>箇<sup>二</sup>に<sup>一</sup>面<sup>二</sup>の社<sup>一</sup>地<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。て<sup>レ</sup>古<sup>二</sup>より<sup>一</sup>寺<sup>二</sup>及<sup>一</sup>子<sup>二</sup>見<sup>一</sup>へ<sup>レ</sup>り。に<sup>レ</sup>正<sup>二</sup>年<sup>一</sup>の<sup>二</sup>学<sup>一</sup>院<sup>二</sup>又<sup>一</sup>雅<sup>二</sup>と<sup>一</sup>い<sup>レ</sup>ふ<sup>二</sup>内<sup>一</sup>心<sup>二</sup>社<sup>一</sup>及<sup>二</sup>を<sup>一</sup>採<sup>二</sup>む<sup>一</sup>。ゆ<sup>一</sup>に<sup>レ</sup>是<sup>二</sup>を<sup>一</sup>建<sup>二</sup>修<sup>一</sup>社<sup>二</sup>他<sup>一</sup>も<sup>二</sup>あ<sup>レ</sup>く<sup>レ</sup>に<sup>一</sup>表<sup>二</sup>裏<sup>一</sup>捨<sup>二</sup>子<sup>一</sup>。て<sup>レ</sup>社<sup>二</sup>樂<sup>一</sup>屋<sup>二</sup>と<sup>一</sup>り<sup>二</sup>を<sup>一</sup>見<sup>レ</sup>り<sup>二</sup>あ<sup>レ</sup>と<sup>一</sup>。一<sup>一</sup>社<sup>二</sup>壇<sup>一</sup>も<sup>二</sup>見<sup>一</sup>。を<sup>レ</sup>歌<sup>レ</sup>り<sup>二</sup>し<sup>一</sup>。ま<sup>二</sup>造<sup>一</sup>形<sup>二</sup>之<sup>一</sup>。社<sup>二</sup>家<sup>一</sup>に<sup>二</sup>五<sup>一</sup>家<sup>二</sup>増<sup>一</sup>増<sup>二</sup>八<sup>一</sup>ヶ寺<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。古<sup>二</sup>社<sup>一</sup>。畧<sup>二</sup>記<sup>一</sup>曰<sup>二</sup>山<sup>一</sup>原<sup>二</sup>を<sup>一</sup>湯<sup>二</sup>田<sup>一</sup>川<sup>二</sup>村<sup>一</sup>大<sup>二</sup>日<sup>一</sup>山<sup>二</sup>妙<sup>一</sup>幢<sup>二</sup>院<sup>一</sup>

長福寺<sup>二</sup>領<sup>一</sup>有<sup>二</sup>百<sup>一</sup>又<sup>二</sup>十<sup>一</sup>又<sup>二</sup>石<sup>一</sup>三<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>一<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>二<sup>二</sup>合<sup>一</sup>地<sup>二</sup>才<sup>一</sup>湯<sup>二</sup>田<sup>一</sup>川<sup>二</sup>村<sup>一</sup>忌<sup>二</sup>系<sup>一</sup>十九<sup>二</sup>石<sup>一</sup>五<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>上<sup>二</sup>出<sup>一</sup>羽<sup>二</sup>守<sup>一</sup>成<sup>二</sup>也<sup>一</sup>。刺<sup>二</sup>物<sup>一</sup>と<sup>レ</sup>そ<sup>二</sup>右<sup>一</sup>の<sup>二</sup>月<sup>一</sup>十二<sup>二</sup>石<sup>一</sup>五<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>。正<sup>二</sup>徳<sup>一</sup>田<sup>二</sup>同<sup>一</sup>十<sup>二</sup>石<sup>一</sup>三<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>。焼<sup>二</sup>明<sup>一</sup>田<sup>二</sup>同<sup>一</sup>。正<sup>二</sup>石<sup>一</sup>五<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>。講<sup>二</sup>科<sup>一</sup>同<sup>二</sup>三<sup>一</sup>十<sup>二</sup>石<sup>一</sup>六<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>八<sup>二</sup>斗<sup>一</sup>。二<sup>二</sup>合<sup>一</sup>学<sup>二</sup>院<sup>一</sup>。長<sup>二</sup>福<sup>一</sup>寺<sup>二</sup>外<sup>一</sup>。金<sup>二</sup>剛<sup>一</sup>院<sup>二</sup>徳<sup>一</sup>正<sup>二</sup>院<sup>一</sup>。延<sup>二</sup>命<sup>一</sup>院<sup>二</sup>及<sup>一</sup>光<sup>二</sup>院<sup>一</sup>。妙<sup>二</sup>光<sup>一</sup>院<sup>二</sup>。女<sup>二</sup>院<sup>一</sup>。院<sup>二</sup>及<sup>一</sup>普<sup>二</sup>勝<sup>一</sup>と<sup>レ</sup>い<sup>レ</sup>ふ<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。て<sup>レ</sup>配<sup>二</sup>當<sup>一</sup>十<sup>二</sup>石<sup>一</sup>余<sup>二</sup>より<sup>一</sup>九<sup>二</sup>石<sup>一</sup>余<sup>二</sup>と<sup>一</sup>見<sup>レ</sup>へ<sup>レ</sup>り<sup>二</sup>。社<sup>二</sup>家<sup>一</sup>ハ<sup>二</sup>七<sup>一</sup>石<sup>二</sup>余<sup>一</sup>より<sup>二</sup>一<sup>一</sup>石<sup>二</sup>余<sup>一</sup>三<sup>二</sup>石<sup>一</sup>余<sup>二</sup>一<sup>一</sup>石<sup>二</sup>余<sup>一</sup>より<sup>二</sup>外<sup>一</sup>。正<sup>二</sup>子<sup>一</sup>承<sup>二</sup>仕<sup>一</sup>ホ<sup>二</sup>も<sup>一</sup>配<sup>二</sup>分<sup>一</sup>有<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。大<sup>二</sup>日<sup>一</sup>堂<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>村<sup>二</sup>より<sup>一</sup>南<sup>二</sup>北<sup>一</sup>。山<sup>二</sup>林<sup>一</sup>の<sup>二</sup>中<sup>一</sup>に<sup>二</sup>あり<sup>一</sup>。右<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>配<sup>二</sup>を<sup>一</sup>有<sup>レ</sup>る<sup>二</sup>乃<sup>一</sup>

高天日山妙幢院長後寺伝とありゆへに社  
家古傳の爲に採られぬのあとし、権祝の下  
ハ別湯村よりして二十有余家あり、村の中社  
ハ湯泉あり、又殿くに内湯あり、功徳温泉ハ  
乃をん小瘰癧毒あり、即功を治る、領主  
法入湯の多ハ社家和泉といへり、もの内湯  
ハ入るをあふぬハ内湯とて建智燈籠あり  
是を内湯の湯といふ也、一して社家ハ村並ハ  
家他ハ入湯の者賃を以て渡世とせし、代  
実編曰貞觀十五年夏六月廿六日、是未校

一山 出羽國正六位上郡川温泉社後五位下と  
あれは郡府をけれを何世の所といふ事、を  
志した上古けを郡川と云ハ事ハ有る  
事や、或人當所の大日ハ姓古後系村ハあり  
一ハ 一といふ

一坂澤館

坂澤村ハあり、山館よりしてそ、梅原ハ梅の  
内ハ梅ノ、松樹千枝ハ種ありて今にあり、天  
正十二年九月、誠玄の爲よこされ、一といふ  
館ハ姓名詳なり、を信哉、爲家、の、家、老、よりし

と云傳へり

一八幡宮

彼より東の山下あり館を築き志しり社  
とそ社領言に石二斗七升又合地方為沢村  
志平寛永三年焼失せしとそ

一八幡宮

登川系としふ西あり社領が一社敵二人  
あり社古ハ西八幡と稱し  
河田川村の八幡宮の  
西なる由とそ

園目も築敷ありしと云傳へり

一小園館尾玉さま

伝正云小園園懐と云し人指伝志しりし取  
なりとしり尾玉園記曰そ此言上出羽守菊光  
孫を巧しし尾月の傳をなつけ贈して志を  
菊光より尾玉に志め密に義徳を教んと謀る  
武家の臣佐を値申としりゆの獨志を義徳  
より密に義勝を密に志せ吾輩士を流して同  
郡の士小玉園懐り送り送るをり義徳計り  
し思ひて一兩年を計りぬ板前橋出奔有り  
しりを尾玉おのつり義光の子は入尾浦  
の堀代より言上より中より義徳を志しり

義光の傳に依りて尾玉の傳は  
尾玉の傳に依りて尾玉の傳は  
尾玉の傳に依りて尾玉の傳は

當村の百姓古より對法を習得を先年領  
主もも沙汰ありーとそを後在事つといふ  
この對法の一體を所持せ

當村より関西あり領る方々數人を至り又小堀  
関川あり而を以て小玉の裏とー定數を至小  
村の數人ハ百姓の月より至る小  
大小先此後穀あり

小寺氏小玉の菊日本  
玉といふハ戦後出羽の境とといふ在今日本  
玉といふハありーとそ戦後境に茶屋跡と云  
而より半及斗手あり古村居の跡ありと云

一系田也

大室古村 千原村 新深村 中系田村 濱中村  
了田妻村 平系田村 山田村 茨形田村 文  
下村 吉地楢村 善津村 妻山村 五ヶ屋村 長  
崎村 西子安村 林崎村 西沼村 吉長村 光  
岩寺村 及地村 地安系田村 西系田村 十里  
塚村 忌部村 中村 馬所村 所部 吉野村  
小系田村 松井新田村 堂形新田村 了倉新  
田村 过 桑野村 湯沃新田村 本郷新田村  
了所新田村 了所新田村 忌井系田村 了  
津村 了 津新田村 天神堂村 は村系田也よ  
あれたた山能 猪





村と号しけ村の色を流しりゆへに大宝  
寺川といふありけ川一名寺川といふも  
志川村の色を流しりゆへに

伝正又曰武書曰源氏家武源家源珠君の時  
け西よ陳し利を得ぬ地の利宜よりり後  
弟の光廣よけ西をぬす後承久二年に平  
兼時 後鳥羽院を隠岐ゆへ流しなり時  
光廣り三代の孫大経亮廣利を子刑部方補  
廣正を穩倉へ呼帳吏り時へ廢流のよし王  
代古選記よ有之云く伝正け事未考と云く

羽奥西く此要害兼新記といふあり  
古選記といふもの予も未見新記の他若  
け場の名は源氏源氏以下に記さぬいと  
書きまより源氏源氏以下の文をとり他若  
の公を推さるに武源家源と對陳の地地の  
利宜大よ利を得ぬ陳西として後よ光廣よ  
記され源補志よりりるをけ場の始とおひ  
しよや又伝正もたのこく思ひ違ひ文を  
よ見へたり是三代実流よい急る玉府出羽  
郡八当方よりて二村よ列士未詳多至て非

常に徳あふ文義を見ざるに極之陸奥活記  
の月よ康平六年二月廿六日古邦茂家為  
後又位下出羽守とあり任職の月ハ二場の  
内ハ一節あふなりへ一お大平記三十二回ハ  
懐友ハ奥州より帰洛の後出羽守とめて車  
ハ被函よ总領一のみ在函三年よりして治  
暦の表又上洛一のみたりとあり藤原光廣  
としふ人よけしをあふとしふ事なかりし  
子細ハあしし。あしとく二場ハ朝家より  
建むれ函目を下一二場よ玄士大毅小毅

る帳おととて非常の徳と仕あふ親王法の  
並ちも此ハ懐友自己の斗よて家臣よ当城  
をありし事のなるへさしや。四日の任職王  
都よをさハ三年を限をさハ又年を限。  
お大平記よ在函三年よりして治暦の表上  
洛一あふとありハ任限とてよりあふ事  
とハ見へさしはさしはさしして函目の任職  
又年あり。陸奥活記亦に見へたり何そ  
朝家よあふ事ありて百れたり一に光  
廣よ当城を初て宅あふ事を去人光廣

け塔をありりーと云傳へーと也

羽源記曰古光禰といふ一一人西目とて  
おとせーに羽源記流統の叛逆よりりて尚塔  
を造れ出大中治といふ所て後切ーあり  
りりし時の関白藤下公達の中を出羽西目  
よちされて下あふ是八十八代 後深草院  
深草とりやと云く羽源記の系よ委注され  
ハ田畠之淺川但大中治村南の方山陽の田畠  
よ大石あり西目け塔の上よて切後ーあり  
ーとて古人古所の後切石といふ是八十八代

後深草院の深草とハ是東かーと云ふに支  
あり以前の事なりー八十二代 後鳥羽院  
文治年中頼朝の始て花園御保子地頭を  
禰をさるるそは花園(ハ)武敏家を下ーて二  
塔をさるるーめあふと見へり二塔ハ西目  
の塔塔なれを別に大山よ二塔塔を接て妻子  
とたよ位ー尚塔よハ家士の内より塔代を  
至又附とーてハ嫡子お出ても後をさるるー  
と見へり武敏家代この内六代長重を大  
梵寺出羽とと稱し二十一代重真を少輔軍

上代武敏家代  
梵寺武敏家代  
武敏家代

禮子大室寺義孫興と稱し二十二代義孫を  
大室寺義孫と稱しその後上或誠後より  
協代を至たは記之

### 一協代

天正十二年より同十三年の秋と言上家占  
お表筑前を協代とせしむ年し同言上家占  
屬より半大山の協代義孫の下は記之

### 一協代

天正十二年の秋より慶長五年の冬まで  
十六年の間庄内中悉く上枚喜勝の子小

渡り下治志事つを協代とせし庄内初治を以  
考に天正十九年卯十二月廿八日上枚家  
より庄内の地侍を追敷し川村彦志事つを  
して庄内の知行を檢案し下治志事つ  
は侍五十騎添しれし一領人へ侍り慶長五年  
上枚家石田治初少輔より合しし事あり  
て庄内山城守となし下治志事つ喜勝の下  
知を更二子三百人のを以て月山を弁誠  
言上へ奏入り九月廿九日石田敗水の死御  
連江方より來りれを俄に款地を引取らば下

治方志の款地へありく切入りれを意より引と  
らん半し叶ハを死を一圖は変一り日に茂  
光の巨野田因通娘ハ高橋の  
巨野あり明友なりあれを  
降を去りめり。初ハ昔ハさりりれは後ハ  
ハ降系一茂光の巨とあり川南を領一当城  
を寄護を羽添記十卷曰下治志書田川郡  
の産之娘ハ系勝ハ屬一後ハハ上家ハ屬  
田川郡の内一萬二子石をあら改名對馬と  
云く又五し是ハ誠後至大川村の佐人とも  
あり

一城代

新関因幡之江家と云之下治志書の城代の  
記あり下氏改易の子細年記亦詳ならず  
羽添記十し是ハ大梵字改名の案下に羽添と改  
名のあり  
新関因幡ハ後治々として七子石下され馬上  
百騎足将二百人ハ新城代として是ハ必ず  
後子細ありて福慶持よなる也の内より  
百五十騎と出治城代ハ小玉橋津和国城  
中を指越ありり。その後志尾津孫ハ弟由  
利大膳といふもの系勅の事あり伝云く

三石上郡唐田を領して大梵寺の城代ハ下  
對馬二万石 後ヨ新関因幡七石元和八年城  
渡シ言ハも因幡岳之と云ク元和八年壬戌夏  
言上郡赤岩の事論あり 秀忠公の台聽  
よ達一七十万石を臣とレ一百万石までは是  
へ移さリ奥州中村城之相馬大膳亮友成諱ハ  
公義の命を蒙ルレ唐田へ下向城代新関  
因幡より因幡城を更ス

一 當城主

元和八年戌八月酒井宮内左衛門尉  
諱ハ忠勝戒名達三大居士

跡ノ是酒田二城の之よ命とレ十三万八千  
石少弐氏寛永九年壬申六月加後肥後守成  
罪ありて唐田へ配とレ酒井家へ唐田の尉  
二千石少加増初合十口万石と云官内左衛  
門尉より當左衛門尉敏之諱ハ又代清和源氏  
あり郡政旭酸草喜敏澤源傳説云貞純親  
王後流河川親氏任三州生春親兄弟春親  
継家督一子以酒井為稱号代と為家臣子  
孫蕃衍後分為支家一流左衛門尉一流雅  
樂外おれ執政及佐少郡軍流業云と親氏

より當るに八代親氏氏忠酒井忠次家次  
忠勝・忠尚・忠義・忠貞・忠常是なり永禄七甲  
子六月廿一日忠次三洲吉田城御討初め  
因清代天正十八年庚寅八月十九日下館  
碓井城二万石御討・慶長九甲辰十二月家次  
上野城三万石御討・同清代元禄二年  
丙辰十月十二日越後守田城十方石御討  
元和五年乙未正月十一日信州松城十方石清  
持領同清代松城川中より當城へ移さる  
家次よりこれを討めり文明十一年己

亥七月世良因二弟三弟信光安祥の城をど  
らんとて躍を佐り西野より出て是を躍く  
む款を見物のため出りて入て入て  
なく安祥の城を去りて勢を出さるるの初  
酒井左衛門尉氏忠同右兵衛親重縁の事  
丸重より葵を去る事三弟鼎のこと  
よ三種の香を去りて引渡と一哭一呼され  
り信光のあふ御軍なる酒井はけと  
く丸よ三葵を致し付よとあり果しては後  
利なりりれ酒井よ三葵を敵の致とて

後 家康公は故を百よれ其故とちされ  
お似これをとて酒井家ハ旭醸草の故を  
あふとちり一説ハ世良田長親公あひを  
切こちこに五羽あふたし

一正一位日吉神社

大宝寺下山王といふは是なり塔之尊殿乃  
社なり社記五十八石一斗七升九合地方大宝  
寺村黒平三通の面社家二人社人二人あり  
神事に月申改家より社家氏子の新粧  
領主より誓志を出さし厚ふさめ有り末社

平に九十  
石あり

無天あり又復怯靈社といふ五石塔三拜殿  
を祠の子細深秘なりとそおに概の大本  
あり

一正一位春日社

元文中年中正一位宗源宣旨なり古俗に所  
まといふ支社記畧記をに所大明神と五  
社記に十石石に斗一升五合一通之面地方  
時村社家一人あり或人曰尚社姓古ハ地内  
よ有り一と多礼三月三日厚ふさめ有り

一天満宮

社領十一石四斗一本地方磯村忌原一石の面  
社家一人あり

一大田大明神

社領一石五斗五立の社なり。社家一人  
あり是又在年の社家之を介古に五社牛頭  
天王福前社亦あれとも社領なき社ハ是を  
田舎とし

一新山遍照院就養寺

領主の祈願所なり。地言又堀内よして大般若  
精讀寺領了拾二石二斗七末地方井原村下

一大宝寺よ有り忌原一通の面

一遍照山令徑連清水寺

寺領了八石七斗一本之令之夕地方新所村  
忌原一通の面

一薬王山本食坊廣岩院西樂寺

寺領了二石三斗忌原一通の面地方磯村尚  
寺よ夕薬師といふ伝あり

一鷲尾山南通院常念寺

寺領了七十九石四斗地方湍川村領忌原一  
面百三十八石八斗四合羽傳記を以て考ふに

大梵寺の地を譲り是の地と改称せしは  
三上家の地代なりけり寺跡皇山と稱せり  
見れを改称以後の草創也

一 華藏山光明院極樂寺

古伝云二十七石一斗八升一合地方海老原  
村小渡川村彩所村より

一 宝雲山龍藏寺

古伝云七十三石六斗二升七勺地方中京田  
村地安村意井京田村馬平一通之面

一 大宝山般若寺

古伝云五十三石但馬系之面藏米六十又表  
とあり酒井家御入部以後地方六村成劫  
定まて云又十三石よ車るといふ地方下大宝  
寺村彩源村

一 圓珠山禅院寺

古伝云三十一石四斗四升一合一夕馬系一面  
之部地方彩源村下大宝寺村八日所村北  
京田村小京田村意井京田村右又之村  
あり

六斗七升七勺  
村指し書

一 宝量山青蓮院長泉寺

古伝云百二十九石九斗二升二合地方踏井  
吾那村山号古号大泉庄の三窮を祝一  
くもや

一大龍山高安寺

古伝云百又十三石六斗四合二升二合二合  
酒井家沖入部以後此龍渡よめ一といふ  
け古娘小加茂よ阿り後よ當城の西ようの  
ま古小光安寺と書一とそ菊光記小悪屋  
形を討て云追言よ菊光加茂浦よ光安寺  
を建百光安ハ悪屋形の諱云々伝正是と

傳といふ羽源記十一と書よも悪屋形光安  
とあり悪屋形とい菊光の事之後よ光安と  
改稱を一申も阿り一よや又菊光物語よ  
ハ菊光姑舅光安とあり破凡口よ茂屋家の  
故六目詰を至又古伝の三巴の故あり子細  
ハ古月物語踏躰よ妻一故畧之

一長龍山大智寺

酒井家の菩提所よ一して代々の神靈屋を  
古伝此龍渡百又十石

以上城下にある所の社を云そ外古龍渡

あれは古くは院に畧之飽海田川  
郡の円寺院に在るハナ寺あり

一 **相** 松尾大明神

社領ハ神領ト入更の地トあり、  
武蔵郡代ノ  
崇教の社ト一ト一山の格法古来の儀あり  
古社領畧記ト京田馬所村分家ト下村  
相尾山神ニ寺大明神トあり、故ト當社の  
下に記を社領百七十石又中二米二合又  
十九石ト面地方ト所村湯ト溪村ト下  
村ト川村ト野ト屋村ト面山村ト六ヶ村ト

神ト一人学路一ヶ寺、神ト一ヶ寺、  
記ト寺ト下社部七人、神子二人、  
一人むりト吹浦村の古記ト一子子松尾  
大明神トあり、去年社領の言領主表  
新に松尾ニ社大明神ト記を以大山の内役  
ト一ト神ト當社地古飽海郡ト属ト一ト  
ト一ト社領の事ト古トりト色田川郡ト  
ト一ト社領の事ト古トりト色田川郡ト  
ト一ト社領の事ト古トりト色田川郡ト  
ト一ト社領の事ト古トりト色田川郡ト

三社なりといふ事按ずるに於て三社ハ出羽  
西九社の内より別る威積の並なる社よて  
飽海郡一三社九一此社元おれた道程を  
隔て常に系孫おつたさるり夜小当地よ三社  
を勧請一或は郡のお護神に作さるる  
まや

二月初戌此社雨令沃ぬ村より奠味を献に  
祓祭有り因古八日沙陸屋大山邑中一獅子  
頭を渡を三月よ至社事無一山社佐とて  
邸家より佐助を奉る事有り十日日流痛

馬あり領主よりするを奉奉り代として  
古社の下役人兼仕す又日三邸家兼訪り  
警目本なり所より舞臺を引ね云亦有  
田川郡才一の嶽之回夜一山本地堂一集り  
明年の邸家を定ぬに月八日を待て此峰を  
渡を六月晦日祓祭此嶽而一渡清水之月後  
祓祭初冬の此嶽雨より舞臺を献を十二月  
十七日東社事あり氏子群集一相礼を  
石の多居あり彫刻の文曰慶長十六年辛  
亥七月吉日大檀那下治志郎尉実秀花施

と於越前國山之庄他之各庄の妻妻一唐  
金の家あり妻より板尾山妻の家より一社之  
寺とあり等共の姓名を一妻家といふもの  
其例を志すに如くある家の家を保てる者  
居の妻より然るもや本ハ本地堂の家あり  
まよや

一 天海

る所村より有り社領を一大小寓居の以是  
敬一により社家阿初何業を預るひ  
去年の年社祇長上善雄ハ清等の家字と

下一寺納を

一 西濱

板尾大明神の庄莊下の下湯之濱村 温泉あり  
小庵あり  
市を濱中村十里塚村之浦村西濱の内一  
あり西史より田川郡西濱といふハ別け濱の  
事よりして沼田秋田ホハの西濱也

續日本後紀 仁明天皇美和六年冬十月  
乙丑出羽国言去八月二十九日菅田川郡  
司解備此郡西濱達<sup>イタ</sup>之程五十餘里本自  
無石而從月三日霖雨無止雷電闐聲<sup>イ</sup>經十

餘日乃見晴天時向海畔自然隕石其數不  
少或似鏃或似鋒或白青赤瓦厥壯體銳皆  
向西莖則向東詢于故老所未曾見國司商  
量此濱沙地而徑寸之石自古無有仍上言  
者其所進上兵像之石數十枚收之外記局  
勅曰陸奥出羽并大宰府等若有機變隨宣  
行之且以上言充制權變令禦不虞又轉禍  
爲福佛神是先宣終法奉幣云々

郡司の事ハ田川館の下に沼を建府之程又  
十餘里トハ出羽郡井口の地との尺程

をいかり大室寺の地ハ府の内より一府  
二城と云ふ程ハあれは承和の頃ハ井口の地  
よのこ城ありて大室寺の城を築ハその後  
よりや雷電の事ハ吹浦村の古記并古雷電  
社由の事をして先年大社考リて傳れを  
畧之田川館より出羽府と古の六丁一里は  
て又十餘里程あり一西濱徑寸の石もな  
りれを古地史の文云ハ昔合を古六丁を  
以て一里と志しハ六十里或十又里  
系極といふ事古月記ハ詳なり

孫亮大明祚を孫亮りて九十九里の濱  
わたりて海系のつちを越て八十里の濱と  
いふ所を引きてとあるも六丁を引て一里と  
志す所の事也

或人曰唐田二郡を觀望するに田川郡ハ  
廣く飽海郡ハ窄狭し大山松尾大明祚の  
を色よあらざる事といふあり古ハ色備て  
飽海郡よりして松尾大明祚ハ延喜式よ載  
小松尾祚社なりといふ予も先年ハたもあり  
りりやとたぬふ心なきもあつたて

其名額大社考編集の比少く出加へ侍りし  
今地利を見且西史を集て熟讀するに田  
川郡西濱の事ハ續日本紀ハ明白に當郡の  
地利南東北ハ金山つらなり海色なるを  
濱地とす西ハ松尾の古旅所の上より嵐  
巽と云後年ハとも岩鉅よりして濱地なり然ハ  
承和六年郡司解備の西濱ハ田川郡今の西  
濱をいふ事何の疑あらんや承和ハ五十  
代延喜の年号なり延喜祚名帳ハ二十代延喜  
延長五年に出り承和六年ハ延長五年ハ

八十八年後なり。或人何を以て枚尾社を古  
飽海郡の内といふや。國史を見さして只  
枚尾へ高松さるの路なり。又飽海郡ハ至狭  
田川郡ハ至廣一故よ今の枚尾社地と古ハ  
飽海の内なりといふも。國史を見さるの論之  
郡よ大中小あり。二十七代孝德元曰凡郡以  
に十里為大郡。三十里以下に里以上為中郡  
三里為小郡と云く是を以て考るに田川飽  
海支郡凡中郡なり。三代實錄云十里  
光孝天皇仁和元年正月仁和三年坂上茂樹奏云の詞

茂樹仁和元年正月  
十六日為出羽守

西府出羽郡井口地ありと

いふ事ハ一と書きしも引出せり。其後ハ出羽郡  
と書し事不見る。仁和二年ハ仁明天皇  
遂和六年よりに十年後なり。遂和中田川郡  
とあり仁生仁和三年ハ更と數十年後よりて既  
よ出羽郡とあれし出羽郡ハ田川郡の舊名之  
予りの意ハ其地より引さる人ハ疑あり。凡  
其事なり。出羽郡井口地大川の邊にあり  
て海よりよく海水の府よ漲し事實録  
明白ハ其地と出羽郡を呼ぶ。東林名姓一伊

也波邪社田川郡に属し且出羽國中耶に  
出羽と稱するに西府をけれも出羽郡ハ田川  
郡のち名よりして後改稱をす一書ふ云一して  
昭白なり、傳按するに 光孝<sup>徳</sup>天皇の御宇  
以前改稱ハありしに延暦中田村丸の論  
奏よりりて小野朝臣岑守出羽郡に府を建  
しとありを更て茂樹も出羽郡に府ありと  
ハ奏せしれりもや、け郡ハ戦後西にあり  
りるを割て出羽國と志しり也、ハ旧事記  
に陸奥戦後割二國至此國といふあふなる

也一書を以て出羽郡を田川郡と改稱し  
し事明なり今田川郡戦後西の隣なり  
是改稱の院授之若強て改稱をせといを  
戦後より割分し出羽郡ハ何方にありや  
然る旧事記續日本記三代実録ホの文云ハ  
正徳の事とありし予け而も思意を用ひて  
飲合をもりてり事多日後年明辨の人  
あつて國の大幸あり

一本郷祖

熊出村 中々村 小徳本村 砂川村 大針村

川上村。砂浜村。上名川村。下名川村。新浜村。  
官門彩田村。為言二千百五十九石七斗五合三  
夕。

一 熊出館

本官何業といふ人指候ししは記ことしふ  
假名諱亦詳なすしを其子孫松山領也館村に  
ありとそ尚村に濠あり

一 名川館

館之姓名詳なすしは慶長中出羽守成の云  
士子斗筆ししは誠玄と河菊の云柴井樓

其外を以て表破りしは事未決氏秀あり  
小名川への書状よりしり

一 青龍寺祖

上中橋村。下中橋村。杉橋村。深島村。川口村。  
高橋村。多田村。中村。上山浜村。大白井村。  
中白井村。関口村。湯尾村。西尾屋村。谷定村。  
金谷村。澁沢村。喜純寺村。彩山村。高坂村。  
高坂村。板井村。所莖村。為言七子。八百七  
石七斗七末六合六夕。

一 金峯山大権現

祭神少彦名命なり。社祠甚見。本社より少  
下に長原あり。流流是よ。素籠と云。社伝略記  
曰。松引。西。素籠。と。村。令。家。山。宿。王。権。現。伝。言。  
百。記。十。二。石。又。斗。七。米。七。合。内。有。二。十。九。石。八。斗。三。  
米。六。合。地。方。素。籠。と。村。同。七。石。七。斗。四。米。一。合。  
上。小。中。村。同。八。斗。六。米。大。渡。川。村。同。三。斗。氏。田。  
村。同。三。石。七。斗。二。米。一。合。山。田。村。一。石。一。斗。流。  
河。村。是。平。又。西。之。面。本。地。崖。林。素。籠。と。村。の  
上。よ。何。り。強。陀。を。布。言。と。云。山。半。より。下。に。如。  
三。輪。親。善。堂。何。り。下。に。増。坊。教。と。寺。何。り。

一平に  
右の  
流と

南院を上首と云。宗名ハ云。彩。義。子。で  
修驗。萬。年。三。年。に。一。度。峯。を。立。末。流。の。修。驗  
子。補。任。を。出。也。字。頭。流。流。ハ。素。籠。寺。村。よ。任。也。  
社。家。二。人。あり。修。驗。萬。年。と。云。那。の。奴。僕。の。と。云。  
一。強。陀。堂。の。山。北。上。よ。二。石。六。斗。大。権。現。と。い。ふ。有。  
其。年。一。山。の。内。社。堂。多。一。一。初。堂。の。色。山。多。  
流。流。一。て。也。殊。務。の。地。なり。上。之。坊。の。庭。中。に  
磐。の。池。と。い。ふ。あり。古。磐。の。羽。を。云。と。云。而。は。し  
て。伊。波。波。社。ハ。尚。社。と。い。ふ。説。あ。れ。た。権。  
な。一。伝。と。も。に。是。と。云。又。玉。泉。坊。と。い。ふ。修。

験の宅中に明星水といふあり。当山にサ  
ト一丁又十丁二丁に守るに余り至るあり  
とそ南の方に葉分山あり。当山よりさ  
水精をゆき

### 一丁坂館

金峯山の麓西の方にあり。武蔵郡の家老  
高坂中督といふ人居住せしにたりといふ  
義光記曰武蔵義氏暴逆し一にて吉氏誅之  
り夕を言上出羽守義光使侍へ言を入弟  
佐前といふは密謀を合めて進出たり

佐前佐月と述入て至聖年高坂中督といふ  
弟氏の位を譲りて佐前とたに謀をす  
一月より意をんとす。合を義光を引て  
月山城志川松根より急迫し意の若とをみ  
合て佐月城を放し義氏を攻り夕夜  
之後十又孫よめて生害して果たりと云  
羽原記にさしき田川郡高坂に居るに  
笠原左衛門尉といふ人見へたり又高坂軍  
の部下に東海林と云ふ人史高坂左衛門  
の人史なりと云ふ事あり又曰高坂の館



地方当村

一 山部

東善屋村 上桂俣村 下桂俣村 辰掛村 下山  
 流村 勝福寺村 須賀川系村 八魚那村 海老  
 碓村 民田村 福新村 糸之碓村 蘇村 新所村  
 碓村 記魚那村 佐別村 西岩布村 我良村  
 乃貝村 伊智根内村 苗津村 川村 為系村 小  
 志本村 柳田村 八日所村 大蔵系田村 越一  
 万六子十九石八斗五升三合九夕

一 泉大明神

勝福寺村の泉山といふ所にあり平地小  
 一七山ありあゝん社領三石七斗六升七  
 合七夕地方勝福寺村内三石三斗三合上版判  
 地一面同に斗六升七合七夕見出たりと云はれ  
 社殿一人あり此の神何の神といふ事詳ならず  
 是先年領主表へ指出し書付の字あり又  
 治年中社建立志し斗半あり社のおよむ向て  
 右の方より水洗ありそ際ハ苦泉の沸出た  
 る事として幣帛を投ぎたりと云はれし中にも古井  
 のおとくぬめの木の落葉よ埋れてあり予

倭按考に姓古け井泉を築りて泉大明  
神と稱し之より大泉の底といふ名も出  
りたりや、吳國書にも天子命有司祈祀に  
海大川名源淵澤井泉とあり、壬午癸卯の  
旨用集民書に河内通法寺といふは昔  
源嘉將軍の居城、通法寺の山は別之將  
軍の沙廟あり、賴信賴義家是を壺井  
権現と名す。又通法寺の口の方には井を  
是則矣、則此陳の河水は濁し、一、河賴義  
觀考へ祈誓し、あへて忽然とて清水湧

出、依て此海陸の言け水を壺へ入、新とに  
井をわくを核し、あふによつて壺井と号ん  
とあり、陸奥もて清水を清み、一、事、大  
平記もも見へ、一、新、我、出、羽、玉、と、表、入、を  
あ、事、記、録、も、も、見、へ、底、月、も、も、事、記、教、多  
あれを泉大明神も、奥州も、て、得、あ、な、清、水、と  
古、帰、陳、の、河、内、通、法、寺、と、持、さ、あ、ひ、て、壺、井、権、現  
と、崇、め、い、一、新、も、や、唐、古、も、て、井、泉、を、築、る、と  
同、意、り、泉、山、の、社、地、一、姓、古、泉、の、湧、出、一、と  
い、ふ、奥、州、加、美、川、の、芳、も、も、似、たり、通、國、納

絶更五帳を見らに河内西壺井権規社人李  
山印記とあり同通法寺の更江より本寺千  
手観音源頼信頼義義家右三代將軍内廩  
而河内西法寺段人小徳小東方とあり壺  
井権規と西法寺の段十七八丁ありと也  
系行記曰十八年筑紫を巡狩しあそを年  
三月壬申海路より葦水の小碓といふ所へ  
泊りて進食時より山部阿彌古の祖小丸  
といふを召して吃水を求めふは時碓中へ  
水なく小丸而るを志し是作て天神地祇小

祈りれを崖傍あり忽に雲泉湧出たり乞を  
酌て執りて飲み其水を水碓と号せし事曰  
本書紀にも見へり我頃にも沿る是吳國  
の書ありしかる例ありりると也

一八幡宮

下山法村より社領石九十三石に斗二米  
内七十石九斗八升是平六石二面同二十二石  
に斗四米見出たり是は分社家三人社僧一  
寺僧一人社人一人社子一人あり八月  
十五日祭礼矣福馬あり社地平地ありて

に方ハ田地ノ

一遠賀神社

伝正曰遠賀神社跡是地直福新村ノあり  
を以てして古信福新大福神ノ社ナリといふ  
を年改て稱之或云遠賀と福新を訓通し  
をさして福神と云ふと云く予もあてて  
社地を以てに或内ノ社ありとお慮ノ地ニ  
社領もなし然れ先年宗源堂有りと社  
階を採これ額よ正一位を遠賀神社とあれハ  
我社より争勿論の事なり古社地ハ渡川

領内ヨリ

一上山王

小高木村ヨリ領主等數ノ社ナリ社領言  
六十八石ノ末又合ニ夕地方小高木村海老原  
村八日所村内は十一石一斗馬原ニ通シ面同  
二十又石九斗ノ末又合ニ夕見出下至り分  
社家二人社人一人あり祭礼ニ月中ノ申日  
矢福馬有り領主より馬を引

千代  
出御ノ凡ノ土畧記卷之二

山形県立図書館



1-0324407-7

